

岩手県青少年問題協議会設置条例

(昭和 29 年 7 月 5 日 条例第 40 号)

〔沿革〕 昭和 30 年 7 月 3 日 条例第 22 号、41 年 10 月 13 日 第 33 号、42 年 10 月 13 日 第 25 号、48 年 7 月 16 日 第 45 号、50 年 12 月 23 日 第 39 号、平成 9 年 3 月 27 日 第 63 号、12 年 12 月 18 日 第 84 号、26 年 3 月 28 日 第 28 号改正 岩手県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

岩手県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、知事の諮問機関として岩手県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和 41 年 条例 33 号・平成 9 年 63 号・12 年 84 号〕

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 20 人以内をもつて組織し、委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

2 学識経験のあるもののうちから任命された委員の任期は、2 年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 41 年 条例 33 号・48 年 48 号・平成 26 年 28 号〕

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔昭和 41 年 条例 33 号・平成 26 年 28 号〕

(会議)

第 4 条 協議会は、知事が招集する。

2 協議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔昭和 41 年 条例 33 号〕

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔昭和 30 年 条例 22 号・41 年 33 号・42 年 25 号・50 年 39 号・平成 9 年 63 号〕

(補則)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか協議会の運営その他に関し、必要な事項は知事が定める。

一部改正〔昭和 41 年 条例 33 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 30 年 7 月 3 日 条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 30 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 41 年 10 月 13 日 条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 10 月 13 日 条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 16 日 条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 12 月 23 日 条例第 39 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 27 日 条例第 63 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 18 日 条例第 84 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日 条例第 28 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。